

北区の後期高齢者医療制度

平成27年度版（平成26年度実績）

東京都北区区民部国保年金課

目 次

I	後期高齢者医療制度の運営	1
II	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担	1
III	被保険者	2
IV	給付状況	3
V	保険料	5
VI	財政状況	9
VII	後期高齢者健康診査	9
VIII	趣旨普及	10

I 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村が加入する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

II 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担

広域連合が行うこと

- 被保険者の認定
- 医療の給付
- 保険料の決定
- 健診事業の実施

北区が行うこと

- 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付
- 被保険者証の引渡し
- 高額療養費等の給付申請の受付
- 保険料の徴収・納付相談

Ⅲ 被保険者

1 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は、住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等加入要件がある。

2 被保険者数

（3月31日現在）

年度	被保険者数		障害認定者 （再掲）	住所地特例者 ※（再掲）
	3割負担	1割負担		
23年度	38,470	4,160	535	184
24年度	39,459	4,057	462	212
25年度	39,877	4,010	403	235
26年度	40,447	4,083	321	257

※都内に住所を有していた被保険者が、都外の病院や特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設へ入院・入所した場合には、転出後も引き続き東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を継続する。

参考 後期高齢医療を脱退し国保加入した被保険者数（平成26年度） 0人

IV 給付状況

1 療養諸費

単位 (円)

		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額
23年度	現物給付	29,208,161,852	2,679,834,458	31,887,996,310
	現金支給	1,082,090,866	139,380,558	1,221,471,424
	医療給付費	30,290,252,718	2,819,215,016	33,109,467,734
24年度	現物給付	30,080,199,971	2,815,638,076	32,895,838,047
	現金支給	1,084,944,668	134,190,568	1,219,135,236
	医療給付費	31,165,144,639	2,949,828,644	34,114,973,283
25年度	現物給付	31,117,029,137	2,694,345,247	33,811,374,384
	現金支給	1,083,768,254	117,175,588	1,200,943,842
	医療給付費	32,200,797,391	2,811,520,835	35,012,318,226
26年度	現物給付	32,179,337,893	2,944,702,461	35,124,040,354
	現金支給	1,047,862,317	161,230,808	1,209,093,125
	医療給付費	33,227,200,210	3,105,933,269	36,333,133,479

参考 医療費の自己負担の割合「1割」の判定基準

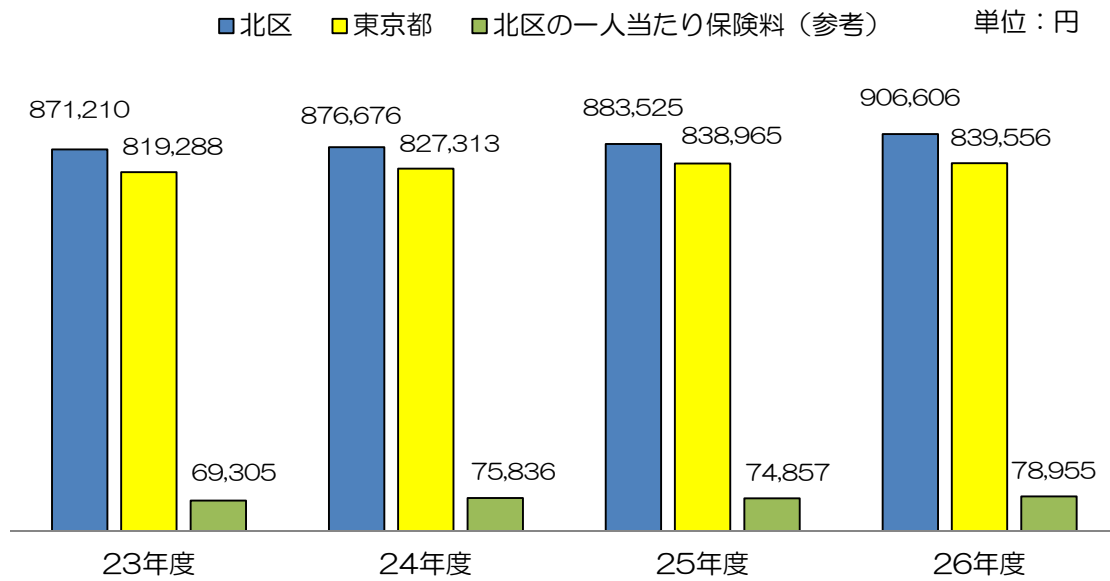
被保険者及び同一世帯に属する被保険者の住民税課税所得がいずれも145万円未満であれば1割となる。

住民税課税所得が145万円以上でも、以下の条件を満たす場合は、申請により1割となる。

- ・被保険者1人世帯の場合：前年の収入額が383万円未満
- ・被保険者1人世帯で、同じ世帯に70歳以上74歳の国保または健康保険などの加入者がいる場合：その方と被保険者の前年の収入合計額が520万円未満
- ・被保険者複数世帯：前年の収入合計額が520万円未満

*昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば1割となる。

一人当たり給付費（年間）



※ 24年度、26年度に保険料改定

2 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 葬祭費支給状況

単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
23年度	2,277	159,390
24年度	2,184	152,880
25年度	2,104	147,280
26年度	2,190	153,300

V 保険料

1 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（限度額57万円）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

- 均等割額は42,200円（平成26年度及び27年度）
40,100円（平成24年度及び25年度）
37,800円（平成20年度～23年度）
- 所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
所得割率は8.98%（平成26年度及び27年度）
8.19%（平成24年度及び25年度）
7.18%（平成22年度及び23年度）
6.56%（平成20年度及び21年度）

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額をいう（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

2 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円＋（26万円×被保険者の数）以下 ★	5割
33万円＋（47万円×被保険者の数）以下 ★★	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

★ 平成26年度は「33万円＋（24.5万円×被保険者の数）以下」

★★ 平成26年度は「33万円＋（45万円×被保険者の数）以下」

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①	15万円以下	100%
②	20万円以下	75%
③	58万円以下	50%

3 保険料の納付方法

保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。

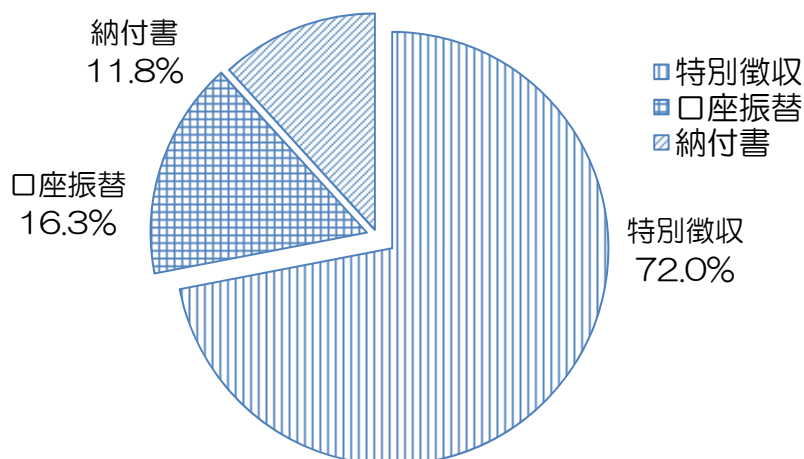
年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

（最終納期時点）

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
23年度	28,361	10,109	4,377	5,732	38,470
24年度	27,902	11,557	5,235	6,322	39,459
25年度	31,294	10,537	5,534	5,003	41,831
26年度	28,713	11,184	6,490	4,694	39,897

26年度 納付方法別割合



4 保険料収納状況

後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

23年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現 年	2,685,218,300	2,658,935,458	—	6,973,800	33,256,642	99.02
滞納繰越	61,859,000	29,949,030	12,332,700	103,100	19,680,370	48.41
合 計	2,747,077,300	2,688,884,488	12,332,700	7,076,900	52,937,012	97.88

24年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現 年	2,994,160,600	2,963,483,100	—	7,304,200	37,981,700	98.98
滞納繰越	52,379,012	28,870,562	10,316,800	98,800	13,290,450	55.12
合 計	3,046,539,612	2,992,353,662	10,316,800	7,403,000	51,272,150	98.22

25年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現 年	3,006,685,200	2,980,873,800	—	8,525,400	34,336,800	99.14
滞納繰越	51,060,250	25,124,300	8,694,500	112,300	17,353,750	49.21
合 計	3,057,745,450	3,005,998,100	8,694,500	8,637,700	51,690,550	98.31

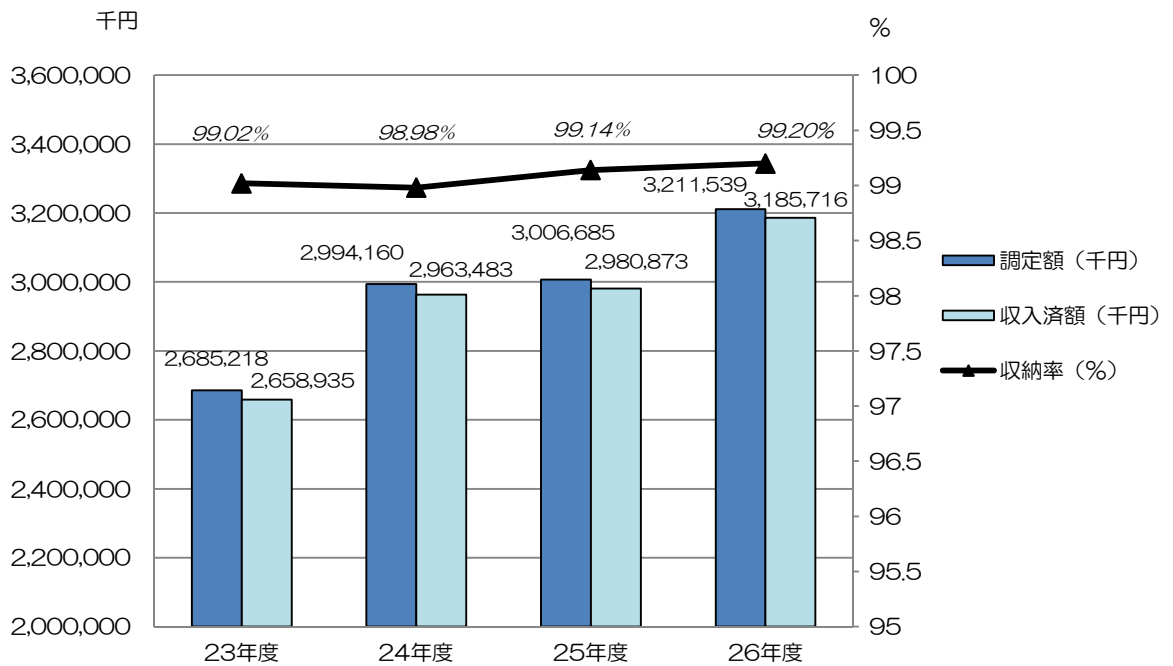
26年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現 年	3,211,539,300	3,185,716,100	—	9,059,000	34,882,200	99.20
滞納繰越	51,399,550	27,184,500	9,763,150	141,200	14,593,100	52.89
合 計	3,262,938,850	3,212,900,600	9,763,150	9,200,200	49,475,300	98.47

5 保険料の減免

年 度	減額 (円)	免除 (円)	合計 (円)	人数
23 年度	154,000	363,200	517,200	15
24 年度	4,500	502,500	507,000	11
25 年度	0	597,000	597,000	8
26 年度	0	615,800	615,800	5

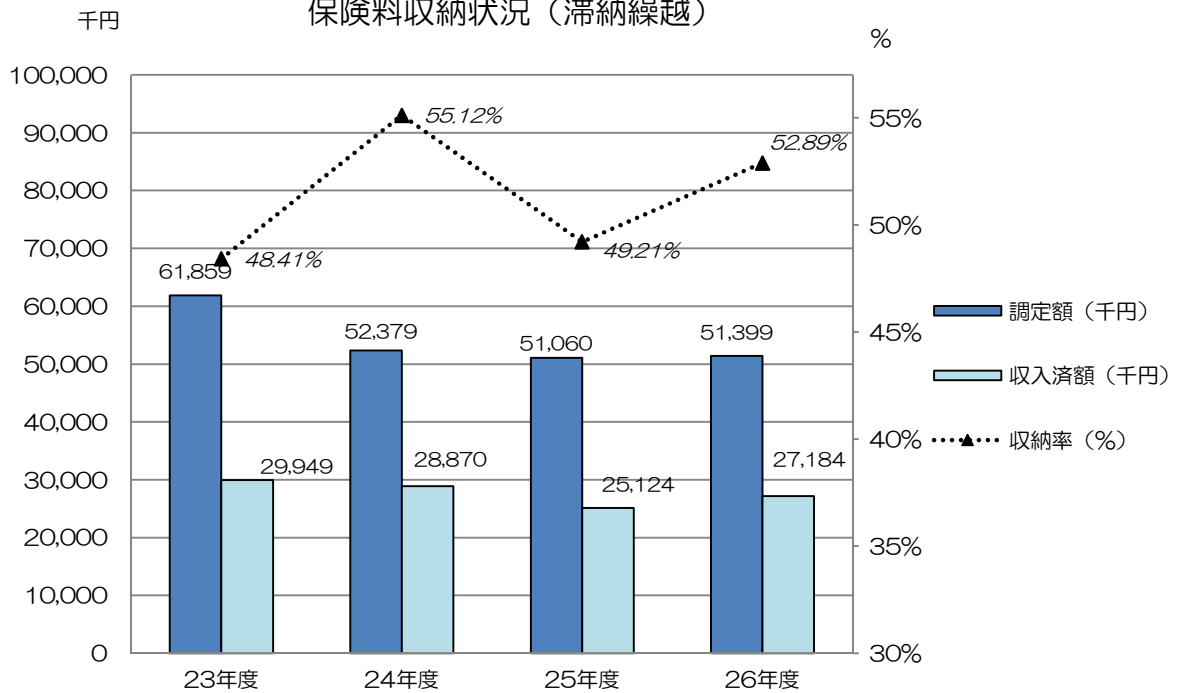
※平成27年10月1日現在

保険料収納状況（現年）



*平成24年度、26年度に保険料改定

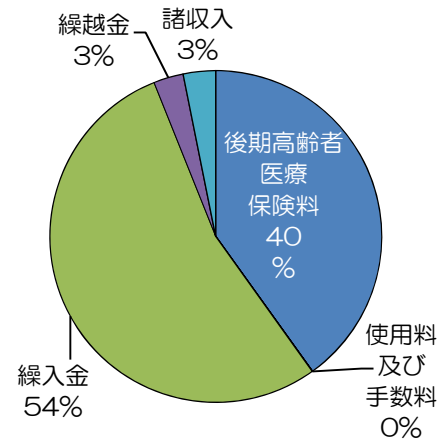
保険料収納状況（滞納繰越）



Ⅵ 財政状況（平成26年度）

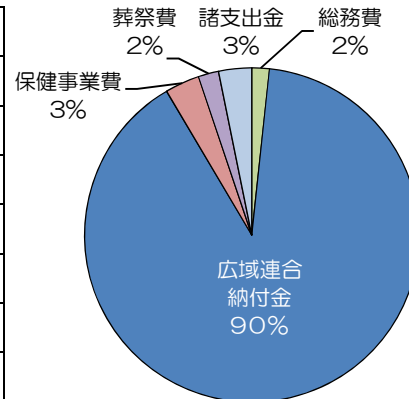
<歳入>

科 目	(円)
後期高齢者医療保険料	3,212,900,600
使用料及び手数料	1,800
繰入金	4,310,411,241
繰越金	231,580,539
諸収入	254,850,073
合 計	8,009,744,253



<歳出>

科 目	(円)
総務費	131,300,687
広域連合納付金	6,984,512,741
保健事業費	260,400,621
葬祭費	153,462,720
諸支出金	248,474,439
予備費	0
合 計	7,778,151,208



歳入と歳出の差額、231,593,045円は翌年度繰越額となる。

Ⅶ 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- ・長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- ・特定健診に準じた検査項目の健診を実施した（腹囲測定、眼底検査を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
23年度	36,959人	20,358人	55.1%
24年度	37,786人	21,261人	56.3%
25年度	38,403人	21,406人	55.7%
26年度	38,696人	21,827人	56.4%

Ⅷ 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

1 区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲 載 内 容
4月 1日	・平成 26年度の保険料の計算方法が決定しました ・平成 26年度の保険料軽減措置
4月20日	・平成 25年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の完納のお願い
6月20日	・口座振替のすすめ
7月 1日	・後期高齢者医療者制度の平成 26年度の保険料が7月に決定します
7月10日	・国保と交通事故～国保（後期高齢者制度）で治療を受けるとき～
7月20日	・新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付（後期高齢者医療制度の被保険者の方）
9月10日	・国民健康保険料休日納付相談（ワンストップ納付相談）
10月20日	・口座振替のすすめ
11月20日	・年末ワンストップ納付相談
12月20日	・高額医療・高額介護合算制度 ・「保険料（口座振替済）のお知らせ」を12月下旬に発送します ・「保険料（特別徴収分）のお知らせ」を平成 27年 1月下旬に発送します
1月20日	・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は税控除の対象になります
3月10日	・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

平成27年度（平成26年度実績）

27-1-000

平成27年10月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

27-1-071

平成27年度（平成26年度実績）

平成27年10月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）